

食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）
(抜粋)

最終改正：平成二三年七月一日政令第二〇三号

(部会)

- 第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののは過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について
(抜粋)

平成19年 7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成20年 3月 7日改正
平成20年 5月15日改正
平成20年 7月25日改正
平成21年 1月27日改正
平成21年 7月23日改正
平成23年 9月 1日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

平成十九年八月二十日
（平成二十三年七月一十六日改正）

第一条 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によつて行う。

2 部会の運営に関するこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオントリック病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオントリック病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 プリオントリック病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によつてこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもつて充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第七条 小委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する臨時委員及び専門委員のうちから小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。